

建設雇用改善優良事業所知事表彰要領

1 趣 旨

建設労働者の雇用の改善等について、積極的な活動を展開し、その成果が見られる建設事業所に対して、知事表彰を行い、その努力と功績を称えるとともに、これを県民一般に周知して建設労働者の雇用の改善に資する。

2 被表彰者の対象

3の表彰基準に該当する事業所を選考し、知事が審査のうえ、3事業所以内を選定する。

3 表彰基準

以下の各号に該当する事業所で、応募または推薦があった事業所。
ただし、過去10年以内に本表彰を受賞した事業所を除く。

- (1) 県内に本店があり、愛媛県建設工事入札参加資格がある事業所。
- (2) 建設業務に主として従事する労働者の常用化に向けた取り組みとして、各種保険制度の活用、労働者福祉の向上、各種人材の雇用・育成に取り組む事業所など雇用環境の改善に取り組んでいる事業所。

4 候補要件

(1) 雇用保険適用期間	雇用保険の適用となって3年以上経過していること。
(2) 各種保険制度への加入	雇用保険、退職金共済制度等の各種保険制度に加入していること。
(3) 労働者福祉への取組	厚生年金保険への加入や育児休業の規定等、労働者の福祉向上に取り組んでいること。
(4) 各種人材の雇用・育成	満35歳未満の若者や女性の技術関係職員の雇用、障がい者雇用に取り組んでいること。なお、障がい者雇用義務のある事業所については、法定雇用率を満たしていること。
(5) 労働災害	3年以内に事業所の責めに帰すべき重大な労働災害*を起こしていないこと。

(注) 重大な労働災害 = 通勤災害以外の労働災害で、原因が主に事業所にあり、死亡し、又は勤務継続が困難になるなどの重大な後遺症が残るもの。

5 表彰状の授与

表彰状は、原則として11月に開催予定の知事表彰式において授与する。